

# 税制改正により平成27年度から 軽自動車税の税率（年額）が変更されます

▶問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

## (1) 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

車種		平成26年度まで	平成27年度から
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー（3輪で50cc以下）	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽2輪（排気量125cc超～250cc以下）		2,400円	3,600円
2輪の小型自動車（排気量250cc超）		4,000円	6,000円

## (2) 四輪以上および三輪の軽自動車

平成27年4月1日以後に新車新規登録される車両から次の通り引き上げます

車種			平成27年3月31日 以前の登録車	平成27年4月1日 以後の登録車	重課税額 ※ (平成28年度～)
軽3輪（排気量660cc以下）			3,100円	3,900円	4,600円
軽4輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

(平成27年3月31日以前に取得されている車両及び新車新規登録済みの車両は、現在の税率が適用されます)

平成28年度からは、新車新規登録されてから13年を超える車両は、重課税額が適用されます。

## 秋の全国交通安全運動

9月21日（日）～30日（火）  
9月30日（火）は「交通事故死ゼロを目指す日」

この運動は、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、地域の皆さんが道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

- ▶運動の基本
- 子どもと高齢者の交通事故防止



▶問合せ  
危機管理グループ ☎079 (435) 0991

- ▶運動の重点
- 夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止
  - 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - 飲酒運転の根絶

個人事業税は、所得税、住民税とは別に個人で事業を行う方にかかる税です。  
個人事業税の第1期分の納期限は、9月1日(月)ですので、最寄りの銀行などの金融機関で納めましょう。  
また、納税には便利な口座振替制度もぜひご利用ください。お近くの県税事務所でお申し込みいただけます。

## 加古川県税事務所からのお知らせ 個人事業税の納税

▶問合せ 東播磨県民局 加古川県税事務所 課税第1課  
☎079 (421) 9902

# 住宅改修に対する固定資産税の減額制度 次の3つのいずれかの改修工事を行うことで 家屋に対する固定資産税が減額されます

▶問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

## 住宅耐震改修について

- ▶対象住宅 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- ▶対象工事 平成27年12月31日までに完了する次の工事で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超えるもので現行の耐震基準に適合したもの
- ▶対象面積 1戸につき120平方メートルの住居部分
- ▶減額内容 工事完了の翌年度分に限り固定資産税の2分の1を減額
- ※バリアフリー改修及び省エネ改修に伴う減額と同時に適用はできません。
- ▶必要な物 建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した工事であること  
の証明書（固定資産税減額証明書）



## 省エネ改修について

- ▶対象住宅 平成20年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅は除く）
- ▶対象工事 平成28年3月31日までに完了する次の工事で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超えるもの
- ①窓の改修工事（必須）
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事
- ※外気などと接するものに限る。
- ▶対象面積 1戸につき120平方メートルの住居部分
- ▶減額内容 工事完了の翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額
- ※新築軽減及び耐震改修に伴う減額と同時に適用はできません。
- ▶必要な物 現行の省エネ基準に新たな



## 平成27年度から一部の農地の税額が変わります

農地転用の許可・届出が完了した農地や、宅地などに転用するにあたって農地転用の手続きを必要としない農地は、平成27年度より「宅地等在農地」として評価・課税されます。これにより、固定資産税・都市計画税の税額が上昇します。

▶問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

に適合することになった住宅であること  
の証明書（建築士などが発行する証明書、工事内容が分かる書類など）

## バリアフリー改修について

- ▶対象住宅 次のいずれかの条件に該当する人が住んでいる平成19年1月1日以前に建築された住宅（賃貸住宅は除く）
- ①65歳以上の入
- ②要介護・要支援認定を受けている人
- ③身体障害者手帳や療育手帳などを持っている人
- ▶対象工事 平成28年3月31日までに完了する次の工事で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超えるもの
- ①廊下の拡幅
- ②階段の勾配の緩和



- ③浴室の改良
- ④トイレの改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥床の段差解消・滑り止め
- ⑦引き戸への取り替え
- ▶対象面積 1戸につき100平方メートルの住居部分
- ▶減額内容 工事完了の翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額
- ※耐震改修に伴う減額と同時に適用はできません。
- ▶必要な物 工事内容が分かる書類または建築士などが発行する証明書など

◎対象となるのは、住宅の居住部分のみで土地は対象外です  
◎いずれの申請も、工事完了後3カ月以内に申告があったものに限ります